

第27回成田市農業委員会総会議事録

平成25年9月24日

成田市農業委員会

1. 開催日時 平成25年9月24日(火)

午後2時から午後2時48分

2. 開催場所 成田市役所 6階 中会議室

3. 定数及び現員 定数29名 現員29名

4. 出席委員 28名

議長	宍倉 日出夫	15番	小貫 善之
1番	仲山 綾夫	16番	萩原 十郎
2番	高木 勲	17番	岡野 政男
3番	瀧澤 きみ子	18番	石井 賢二
4番	石原 輝夫	19番	田代 實喜彌
5番	大嶋 幹夫	20番	若松 義幸
7番	根本 喜久治	21番	土井 富司
8番	櫻井 浩子	22番	小嶋 勲
9番	池谷 正幸	23番	成毛 太津夫
10番	岩澤 貞男	24番	成毛 孝
11番	伊藤 勝	25番	朝倉 けい子
12番	海保 博	27番	加瀬 雅英
13番	一畝田 俊樹	28番	佐藤 敏郎
14番	川崎 貞男	29番	荒居 和恵

5. 欠席委員 1名

26番 岩立 隆

6. 議事日程

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 平成25年度第7次農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長 藤田久男

主幹兼振興係長 矢崎光二

農地係長 寺本直弘

主査 平山美登

主査 緒方 勤

(午後2時 開会)

○議長 ただいまの出席委員は28名です。

欠席委員は、26番 岩立隆委員です。

定足数に達しておりますので、ただいまから、第27回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、8月の総会以降の農業委員会事務につきましては、お手元に配布いたしました諸般の報告のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、28番・佐藤敏郎委員、29番・荒居和恵委員の両名を指名いたします。また、書記に矢崎主幹を任命します。

それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 平成25年度第7次農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案3件、報告5件でございます。

それでは、審議に入ります。皆様にお諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請のうち、①売買の1番については、報告第2号、農地法第4条の規定による許可処分の取消願について、と関連がございます。審議の都合上、順序を変更し、報告第2号を議題といたします。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、報告第2号、農地法第4条の規定による許可処分の取消願について、事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 24ページお開き願います。報告第2号農地法第4条の規定による許可処分
の取消願でございます。

1件の取消願がございました。1番は、台方にお住いの申請人が所有する畑、1筆、
647㎡を駐車場用地に転用をしたいという申請が平成11年8月にあり、平成11
年8月25日開催の第2回農業委員会総会で審議を行い許可相当として可決、そして
県に進達をし、同年9月16日に県の許可処分を受けましたが、事情により駐車場用
地に転用をしなかったため、許可処分を取り消したいという願でございます。

以上で報告第2号、農地法第4条の規定による許可申請の取消願について、を終わ
らせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山第2小委員長の挙手あり)

○議長 仲山第2小委員長

○小委員長 報告第2号につきましては、質問等はございませんでした。以上でござい
ます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。
事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 3ページをお開き願います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可
申請について、でございます。

①売買でございます。3件の申請がございました。1番、下方にお住いの譲受人が、
台方にお住いの譲渡人より、台方の畑1筆、647㎡を売買により取得したいという
申請でございます。譲受人の事由は、自宅から近くの農地を取得し、農業経営の規模
を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。
譲渡人の事由は、後継者がいないため農業経営を縮小したいというもので、総会資料
1ページに案内図がございます。

2番、香取郡多古町にお住いの譲受人が、官林にお住いの譲渡人が所有する官林の
畑3筆、3,625㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事
由は、自宅から近くの農地を取得し農業経営の規模を拡大したいというもので、取得

後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、後継者がいないため農業経営を縮小したいというもので、総会資料2ページに案内図がございます。

4ページでございます。3番、西大須賀にお住いの譲受人が、西大須賀にお住いの譲渡人が所有する西大須賀の畑1筆、421㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、自宅に隣接する農地を取得し農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、後継者がいないため農業経営を縮小したいというもので、総会資料3ページに案内図がございます。

5ページをお開き願います。②賃借権の設定でございます。1件の申請がございました。1番、竜台にお住いの賃借人が、北羽鳥にお住いの賃貸人が所有する北羽鳥の田2筆2,042㎡、北部の田6筆、6,066㎡、及び北部の畑(現況 田)1筆、624㎡に賃借権を設定したいという申請でございます。賃借人の事由は、自宅に近い農地を借り受け農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。賃貸人の事由は、会社の仕事が忙しく耕作出来ないため貸付したいというもので、総会資料4ページに案内図がございます。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に関連して、①売買について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山小委員長の挙手あり)

○議長 仲山小委員長

○小委員長 議案第1号、①売買の1番につきましては、申請地は、市道台方西ノ内線の東側の農地で、現状は耕作されておりませんが畑として管理されておりました。審議の中で、現状及び売買価格等から、農地としての3条許可申請に疑問が残るとの質問があり、申請地に砂利等はなく畑として耕作できる状態であることから、3条の許可申請に問題はないとのことでした。審議の結果、異議はございませんでした。

①売買の2番につきましては、申請地は、県道佐原多古線に隣接した農地で、現状は畑として良好に管理されておりました。審議の中で、畑の一部に砂利が敷いてあるが、どのような利用しているのかとの質問があり、確認後、総会で報告することになりました。審議の結果、異議はございませんでした。

①売買の3番につきましては、申請地は、県道成田滑河線の西側の農地で、現状は、

畑として管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、①売買について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 3条①売買の1番から3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等から、許可要件の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」と「経営面積の合計が50a以上であること」については、1番、2番、3番とも要件を満たしていると思われまます。それから「農作業に常時従事すること」についても、2番、3番は農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしていると思われまます。1番については、農作業に従事する日数が150日未満ですが、農地法関係事務に係る処理基準では、年間の農業従事日数が150日未満であっても必要な農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めると規定されており、「農作業に常時従事すること」の要件を満たしていると思われまます。

また、地域との調和要件ですが、1番は畑を取得し野菜を作付したいという営農計画です。2番は畑を取得し大根を作付したいという営農計画です。3番は畑を取得し野菜を作付したいという営農計画です。いずれも周辺の農地利用への悪影響はないものと思われまます。

審議の中で、2番について、畑の一部に砂利が敷いてあるが、どのような利用をしているのかとの質問があり、確認したところ、農作業を行う時に農業機械や車を置いていることでした。

以上のことから1番から3番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと思われまます。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めまます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の2番は可決されました。

続きまして、①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の3番は可決されました。

次に②賃借権の設定について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山小委員長の挙手あり)

○議長 仲山小委員長

○小委員長 ②賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、市道北羽鳥安西線及び市道北羽鳥町田線の近傍に位置する農地で、現状は、田として良好に管理されてきました。譲受人の現在の経営面積が1,700㎡余りであり、また、会社を運営されていることもあり、面接を実施しました。

申請者は、現在、会社を運営しておりますが、農業経営を拡大し、両立してやって行きたいとのことでした。申請地では、水稻を作付し業者に出荷するとのことでした。農業用機械は既に所有し、妻子とともに農業を行いますが、主に自分自身で耕作するとのことでした。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、②賃借権の設定について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 ②賃借権の設定の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等から、許可要件の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び「経営面積の合計が50a以上であること」については、今回、賃借権の設定の許可を受けることにより要件を満たすことになると思われます。それから「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしていると思われます。また、地域との調和要件ですが、田を借り受け水稻を作

付したいという営農計画であり、周辺の農地利用への悪影響はないと思われま

す。以上のことから1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらな
いと思われま

す。以上でございます。
○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、②賃借権の設定の1番に関するご意見・
ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の1番を採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めま

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②賃借権の設定の1番は可決されました。以
上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。
事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 6ページをお開き願います。議案第2号、農地法第5条の規定による許可
申請について、でございます。

①贈与でございます。1件の申請がございました。1番、東京都葛飾区にお住いの
譲受人が、本城にお住いの譲渡人が所有する本城の畑1筆、499㎡を贈与により取
得し、専用住宅用地に転用したいという申請でございます。この申請は、譲受人が現
在住んでいるところに身内がないため、今後の生活を考え、妹の義父より農地を譲
り受け専用住宅用地に転用したいという申請でございます。総会資料5ページに案内
図、6ページに公図の写しがございます。

7ページをお開き願います。②使用貸借権の設定でございます。2件の申請がござ
いました。1番、借受人である市川市の法人が、市川市にお住いの貸付人が所有する
大竹の畑2筆、1,587㎡に使用貸借権を設定し資材置場用地に転用したいという
申請でございます。この申請は、譲受人である法人が、今後、成田・印旛地域での事
業展開の計画に伴い中間拠点として、資材置場用地として転用したいという申請で
ございます。譲受人は市川市の法人で、昭和48年7月19日に設立され、造園工事業
並びに植木庭石の販売に関する業務等を行っている会社でございます。総会資料7
ページに案内図、8ページに公図の写しがございます。

2番、千葉市中央区にお住いの借受人が、駒井野にお住いの貸付人が所有する駒井

野の山林(現況 畑) 1筆、832㎡の内275.45㎡に使用貸借権を設定し、専用住宅用地に転用したいという申請でございます。この申請は、譲受人が居住しているアパートが手狭となってきたため、父より土地を借り受け、専用住宅を建築したいという申請でございます。総会資料9ページに案内図、10ページに公図の写しがございます。

8ページでございます。③貸借権の設定でございます。10件の申請がございました。1番、賃借人である所の法人が、所にお住いの賃貸人が所有する所の田1筆、857㎡に貸借権を設定し砂利採取用地に転用したいという申請でございます。譲受人は所の法人で、昭和60年4月8日に設立され、土並びに砂利の採取及び販売に関する業務等を行っている会社でございます。なお、事業終了後には農地に復元する旨の農地復元誓約書が添付されております。総会資料11ページに案内図、12ページに公図の写しがございます。

9ページをお開き願います。2番から10番までの9件は同一事業で、賃借人が同一法人でございますので、一括説明とさせていただきます。2番から10番までは許可後の計画変更承認申請で、砂利採取事業に伴い、今年の11月30日まで一時転用許可を受けている農地でございます。この申請は採取が完了しないため、砂利採取計画の変更により、平成26年11月30日までの1年間、貸借権及び一時転用期間を延長したいという申請でございます。賃借人は、松子の法人で、平成元年3月に設立され、山砂採取及び砂利生産販売、土木建築資材の製造・販売等を行っている会社でございます。用途は、全て砂利採取用地で、賃貸人は9人、申請地の合計筆数は15筆、合計面積は18,611㎡でございます。なお、2番から10番は許可済地のため現況は雑種地です。

それでは、順にご説明いたします。2番から10番までは、全て許可後の計画変更承認申請で、賃借人は松子の法人で、用途は砂利採取用地でございます。2番の申請地は、松子の畑1筆、904㎡、賃貸人は津富浦にお住いの方でございます。3番の申請地は、松子の畑1筆、901㎡、賃貸人は松子にお住いの方でございます。10ページでございます。4番の申請地は、松子の畑7筆、8,475㎡、賃貸人は松子にお住いの方でございます。5番の申請地は、松子の畑1筆、1,860㎡、賃貸人は八千代市にお住いの方でございます。6番の申請地は、松子の畑1筆、646㎡、賃貸人は松子にお住いの方でございます。11ページをお開き願います。7番の申請地は、松子の畑1筆、778㎡、賃貸人は松子にお住いの方でございます。8番の申請地は、松子の畑1筆、1,626㎡、賃貸人は松子にお住いの方でございます。9

番の申請地は、松子の畑1筆、2, 770㎡、賃貸人は松子にお住いの方でございます。12ページでございます。10番の申請地は、松子の畑1筆、651㎡、賃貸人は松子にお住いの方でございます。総会資料13ページに案内図、14ページに公図の写しがございます。

以上で議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に関連して、①贈与の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山小委員長の挙手あり)

○議長 仲山小委員長

○小委員長 議案第2号、①贈与の1番につきましては、申請地は、主要地方道八街三里塚線の西側の本城小学校に近い農地で、現況は、畑として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、①贈与の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条①贈与の1番です。農地の区分は、市街地化が見込まれる区域にある農地であるため、第2種農地に該当します。転用目的は、専用住宅(1棟)用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、12月1日着手、平成26年4月30日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法及び道路法は申請済みです。計画面積の妥当性については、建築面積は、専用住宅(1棟)が72.87㎡、カーポートが34.5㎡、サイクルポートが6.1㎡、合計113.47㎡で申請面積は49.9㎡であるため、建築面積の22分の100以内かつ500㎡以内の申請であり、妥当な計画面積です。周辺農地の営農への支障については、隣接地に農地はありますが、日照等に支障はないと思われま。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①贈与の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①贈与の1番は可決されました。

次に②使用貸借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山小委員長の挙手あり)

○議長 仲山小委員長

○小委員長 ②使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、主要地方道成田安食線に隣接した下総松崎駅に近い農地で、現況は耕作はされていませんが、きれいに管理されておりました。

審議の中で、現状は埋立てが行なわれ公園のような状態だが、問題がないかとの質問があり、現状は農地と判断できるので、農地転用としての取扱いに問題ないとのことでした。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、②使用貸借権の設定の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条②使用貸借権の設定の1番です。農地の区分は、市街化が見込まれる区域にある農地であるため、第2種農地に該当します。転用目的は資材置場用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、11月30日完了の予定です。申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、隣接地を進入路として使用することについて同意書が添付されており問題ありません。周辺農地の営農への支障については、申請地の隣接地に農地はありますが、建物等は建築しないため、特に支障はないと思われます。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②使用貸借権の設定の1番は可決されました。

次に②使用貸借権の設定の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山小委員長の挙手あり)

○議長 仲山小委員長

○小委員長 ②使用貸借権の設定の2番につきましては、申請地は、主要地方道成田松尾線の東側の遠山中学校に近い農地で、現況は畑として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、②使用貸借権の設定の2番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条②使用貸借権の設定の2番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は専用住宅(1棟)用地です。資力及び信用については、残高証明書の写し等及び融資見込証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、12月1日着手、平成26年4月21日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、道路法及び都市計画法は申請中です。計画面積の妥当性については、申請面積が建築面積の2分の100を約6㎡オーバーしておりますが、土地の形状及び周囲の建築状況から考えると、申請地の有効活用を図るためにはこの面積が必要でありやむを得ない事例と思われれます。なお、いずれはカーポートや倉庫を建築する予定であるとのこと。周辺農地の営農への支障については、隣接地に農地はなく、特に問題はないと思われれます。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の2番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②使用貸借権の設定の2番は可決されました。

次に③賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山小委員長の挙手あり)

○議長 仲山小委員長

○小委員長 ③賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、村田の集落と所の集落の間にある農地で、現況は、木が生えておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、③賃借権の設定の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条③賃借権の設定の1番です。農地の区分は、農用地区域内の農地です。農振農用地は、原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。転用目的は砂利採取用地です。資力及び信用については、普通預金通帳の写しが添付されており、問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、12月1日着手、平成26年11月30日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、砂利採取法及び森林法は申請済です。申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、すでに契約済みであり問題ないと思われます。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。妥当な計画面積だと思われます。周辺農地の営農への支障については、申請地の隣接地に農地は無く、特に支障はないと思われます。一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(土井委員の挙手あり)

○議長 土井委員

○土井委員 申請地は砂利採取用地として転用したいとのことですが、下を掘って山砂を採取する計画ですか。

○事務局 隣接地は全て山林であり、申請地も周りの山林と同一の形で山林の様相を呈している状況でありますので、掘り下げるというよりは山を削っていくということで、最終的には畑として利用する予定になっております。

○土井委員 フラットより下げないということですね、

○事務局 そうです。近隣の谷津田よりは高いレベルまで削るという予定です。

○**土井委員** 下が良いということで地下を掘削されて、埋め戻しにどんなものを入れられるか判らないので確認しました。

○**議長** その他ございませんか。

(なしの声あり)

○**議長** なしの声がございましたので、③賃借権の設定の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○**議長** 挙手全員でございます。よって、③賃借権の設定の1番は可決されました。

次に、③賃借権の設定の2番から10番は、許可後の計画変更承認であり、関連しておりますので、一括して審議いたします。小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山小委員長の挙手あり)

○**議長** 仲山小委員長

○**小委員長** ③賃借権の設定・許可後の計画変更承認の2番から10番につきましては、申請地は、国道51号線の北側で大栄支所に近い農地で、現況は、すでに砂利採取が行われておりました。

審議の中で、4番に当初許可日の記載が2回あるが、どういう内容かとの質問があり、7筆のうち、4筆は平成11年に許可を受け、他の3筆については平成14年に追加で許可を受けているとのことでありました。このように事業計画の変更により、新たに申請地が増えた場合には、最初に許可を受けた農地とは別に、新規に許可申請をしなければならず、初めて許可を受けた日が筆ごとに違ってくるので、分けて当初許可を記載するとのことでした。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○**議長** 続きまして事務局より、③賃借権の設定の2番から10番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○**議長** 緒方主査

○**緒方主査** 5条③賃借権の設定(許可後の計画変更承認)の2番から10番です。農地の区分については、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること。

事業計画に従って実施されることが確実であること。周辺農業等に及ぼす影響が変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われま

次に、転用許可基準による検討事項ですが、資力及び信用については、自己資金及び山砂販売代金を資金とする計画で、信用性においても問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、現在、申請の用途である砂利採取用地として使用中です。行政庁の許認可等の見込みについては、林地開発行為は変更届出済、砂利採取計画変更認可は書類提出済です。計画面積の妥当性については、計画面積の変更はなく妥当な転用面積と思われま

す。周辺の農地等に係る営農条件への支障については、事業は平成11年から許可を受けて行われているもので、転用による営農条件への支障は特になく思われま

す。一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。その他の検討事項については、該当ありません。以上です。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の2番から10番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めま

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、③賃借権の設定の2番から10番は可決されました。以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

次に議案第3号、平成25年度第7次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 13ページをお開き願います。議案第3号、平成25年度第7次農用地利用集積計画の決定について、でございます。成田市長から農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、14ページのとおり、平成25年度第7次農用地利用集積計画(案)についての協議がありましたので提出いたします。計画の概略につきまして、15ページからの総括表によりご説明申し上げます。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表(案)は、16ページをご覧ください。

15ページをお開き願います。1-1利用権設定でございます。賃借権設定でございます。契約期間5年のものが1, 874㎡、2筆、1件で、詳細は16ページの1番でございます。同じく契約期間5年8カ月のものが2, 840㎡、1筆、1件で、

詳細は16ページの2番でございます。同じく契約期間10年のものが856㎡、1筆、1件で、詳細は16ページの3番でございます。合計の契約面積は5,570㎡、畑4筆、3件、5,570㎡でございます。内訳は、新規設定が契約面積2,730㎡、畑3筆、2件、2,730㎡、再設定が契約面積2,840㎡、畑1筆、1件、2,840㎡でございます。

以上で議案第3号、平成25年度第7次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山小委員長の挙手あり)

○議長 仲山小委員長

○小委員長 議案第3号、平成25年度第7次農用地利用集積計画の決定につきまして、審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第3号、平成25年度第7次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、平成25年度第7次農用地利用集積計画の決定については、可決されました。以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

次に報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 17ページをお開き願います。報告第1号、専決処分について、でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をいたしましたので報告いたします。

18ページから20ページでございます。①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。5件の届出がございました。内容につきましては、記載内容のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

21ページをお開き願います。②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用

届出でございます。2件の届出がございました。内容につきましては、記載内容のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

22ページから23ページでございます。③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出でございます。6件の届出がございました。内容につきましては、記載内容のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

以上で報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山小委員長の挙手あり)

○議長 仲山小委員長

○小委員長 報告第1号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

次に報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 25ページから26ページでございます。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。4件の通知がございました。賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山小委員長の挙手あり)

○議長 仲山小委員長

○小委員長 報告第3号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号を終了させていただきます。

次に報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 27ページをお開き願います。報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、でございます。①農地法施行規則第53条第14号の規定による認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置届出が1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第4号を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山小委員長の挙手あり)

○議長 仲山小委員長

○小委員長 報告第4号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号を終了させていただきます。

次に報告第5号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 28ページでございます。報告第5号、農地等の現況に関する照会について、でございます。①法務局の照会分でございます。千葉地方法務局成田出張所より5件、農地等の現況に関する照会がございました。農業委員が現地調査を行った結果、報告第5号記載内容のとおり回答いたしましたので報告いたします。

以上で報告第5号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山小委員長の挙手あり)

○議長 仲山小委員長

○小委員長 報告第5号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第5号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。これをもちまして、第27回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時48分 閉会)